

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p data-bbox="369 288 920 316">第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p data-bbox="383 360 907 387">第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p data-bbox="210 432 577 459">（特例輸入者の承認申請手続）</p> <p data-bbox="170 469 1126 751">7 の 2 - 5 法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく承認（以下「特例輸入者の承認」という。）の申請（以下この項から後記 7 の 2 - 6 までにおいて「承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C - 9000）（以下この項から後記 7 の 2 - 7 までにおいて「承認申請書」という。）2 通（原本、申請者用）を、原則として主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関の特例輸入者の承認に係る事務を担当する担当部門（以下「特例輸入担当部門」という。）に提出することにより行う。</p> <p data-bbox="192 761 1126 1043">ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関（以下この項から後記 7 の 13 - 1 までにおいて「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この項から後記 7 の 13 - 1 までにおいて「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める承認申請書の提出先部門をいう。以下この項から後記 7 の 13 - 1 までにおいて同じ。）へ提出することを妨げない。この場合において、<u>当該承認申請書の提出があった署所の窓口担当部門は、当該承認申請書を速やかに本関の特例輸入担当部門に送付するものとする。</u></p> <p data-bbox="192 1053 1106 1117">なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p data-bbox="192 1126 405 1153">(1)～(3) （省略）</p> <p data-bbox="210 1198 495 1225">（承認申請の撤回手続）</p> <p data-bbox="170 1235 1126 1444">7 の 2 - 6 承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に、申請の撤回の申出があった場合には、申請者の住所、氏名又は名称及び輸出入者符号並びに撤回の理由を記載した任意の様式による「特例輸入者承認申請撤回申請書」1 通を担当税関の特例輸入担当部門へ提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書</p>	<p data-bbox="1355 288 1906 316">第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p data-bbox="1368 360 1892 387">第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p data-bbox="1193 432 1561 459">（特例輸入者の承認申請手続）</p> <p data-bbox="1153 469 2110 751">7 の 2 - 5 法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく承認（以下「特例輸入者の承認」という。）の申請（以下この項から後記 7 の 2 - 6 までにおいて「承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C - 9000）（以下この項から後記 7 の 2 - 7 までにおいて「承認申請書」という。）2 通（原本、申請者用）を、原則として主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関の特例輸入者の承認等に係る事務を担当する担当部門（以下「特例輸入担当部門」という。）に提出することにより行う。</p> <p data-bbox="1176 761 2110 1043">ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関（以下この項から後記 7 の 13 - 1 までにおいて「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この項から後記 7 の 13 - 1 までにおいて「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める承認申請書の提出先部門をいう。以下この項から後記 7 の 13 - 1 までにおいて同じ。）へ提出することを妨げない。この場合において、<u>当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、当該承認申請書を速やかに本関の特例輸入担当部門に送付するものとする。</u></p> <p data-bbox="1176 1053 2092 1117">なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p data-bbox="1176 1126 1388 1153">(1)～(3) （同左）</p> <p data-bbox="1193 1198 1478 1225">（承認申請の撤回手続）</p> <p data-bbox="1153 1235 2110 1444">7 の 2 - 6 承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に、申請の撤回の申出があった場合には、申請者の住所、氏名又は名称及び輸出入者符号並びに撤回の理由を記載した任意の様式による「特例輸入者承認申請撤回申請書」1 通を担当税関の特例輸入担当部門へ提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>の提出があった</u>署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の特例輸入担当部門に送付するものとする。</p> <p>（承認等の通知）</p> <p>7 の 2 - 7 令第 4 条の 5 第 4 項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知は、次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 承認書等の交付は、承認申請書を受理した日（署所の窓口担当部門に提出された場合にあつては、当該窓口担当部門に<u>提出があった日</u>）から 1 月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により 1 月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。</p> <p>（承認内容の変更手続）</p> <p>7 の 2 - 8 令第 4 条の 5 第 5 項の規定に基づく特例輸入者の承認内容の変更の届出は、「特例輸入者等承認・認定内容変更届」（C-9030）2 通（原本、届出者用）を担当税関の特例輸入担当部門に提出することにより行う。また、法第 7 条の 5 第 1 号イからチまでのいずれか又は法第 7 条の 11 第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれかに該当することとなった場合にはその旨を、次のいずれかに該当する場合にはその内容を承認内容の変更手続により遅滞なく税関に届け出るようしようようする。なお、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げないこととするが、この場合においては、当該書面の<u>提出があった</u>署所の窓口担当部門は、その書面を速やかに本関の特例輸入担当部門に送付するものとする。</p> <p>(1)~(4) （省略）</p> <p>（電子メールによる送信）</p> <p>7 の 2 - 9 以下の申請書等の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行って差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メール</p>	<p><u>を受理した</u>署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の特例輸入担当部門に送付するものとする。</p> <p>（承認等の通知）</p> <p>7 の 2 - 7 令第 4 条の 5 第 4 項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知は、次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 承認書等の交付は、承認申請書を受理した日（署所の窓口担当部門に提出された場合にあつては、当該窓口担当部門に<u>おいて受理した日</u>）から 1 月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により 1 月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。</p> <p>（承認内容の変更手続）</p> <p>7 の 2 - 8 令第 4 条の 5 第 5 項の規定に基づく特例輸入者の承認内容の変更の届出は、「特例輸入者等承認・認定内容変更届」（C-9030）2 通（原本、届出者用）を担当税関の特例輸入担当部門に提出することにより行う。また、法第 7 条の 5 第 1 号イからチまでのいずれか又は法第 7 条の 11 第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれかに該当することとなった場合にはその旨を、次のいずれかに該当する場合にはその内容を承認内容の変更手続により遅滞なく税関に届け出るようしようようする。なお、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げないこととするが、この場合においては、当該書面を<u>受理した</u>署所の窓口担当部門は、その書面を速やかに本関の特例輸入担当部門に送付するものとする。</p> <p>(1)~(4) （同左）</p> <p>（電子メールによる送信）</p> <p>7 の 2 - 9 以下の申請書等の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行って差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メール</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>により申請者等に連絡するものとする。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 前記 7 の 2 - 6、後記 7 の 9 - 2 又は 7 の 13 - 1 の申請書及び添付書類</p> <p>(4) 後記 7 の 10 - 1 の届出書</p> <p>(申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出手続)</p> <p>7 の 10 - 1 令第 4 条の 13 の規定による届出（以下この項において単に「届出」という。）の手續については、次による。</p> <p>(1) 届出を行おうとする場合には、「特例輸入者の承認等取りやめ届」（C - 9040）2 通（原本、届出者用）を担当税関の特例輸入担当部門に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出に係る書面の提出があった署所の窓口担当部門は、その書面を速やかに本関の特例輸入担当部門に送付するものとする。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(承継の承認申請手續等)</p> <p>7 の 13 - 1 法第 7 条の 13 において準用する法第 48 条の 2 第 2 項又は第 4 項の規定に基づく特例輸入者承認の承継の承認申請手續の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 特例輸入者承認の承継の承認申請（以下この項において「承継の承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定の承継の承認申請書」（C - 9060）（以下この項において「承継の承認申請書」という。）2 通（原本、申請者用）を担当税関の特例輸入担当部門に提出することにより行わせるものとする。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書の提出があった署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の特例輸入担当部門に送付するものとする。</p> <p>(2)～(8) (省略)</p>	<p>により申請者等に連絡するものとする。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 前記 7 の 2 - 6、後記 7 の 9 - 2、<u>7 の 9 - 5</u> 又は 7 の 13 - 1 の申請書及び添付書類</p> <p>(4) 後記 <u>7 の 9 - 3、7 の 9 - 4</u> 又は 7 の 10 - 1 の届出書<u>及び添付書類</u></p> <p>(申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出手続)</p> <p>7 の 10 - 1 令第 4 条の 13 の規定による届出（以下この項において単に「届出」という。）の手續については、次による。</p> <p>(1) 届出を行おうとする場合には、「特例輸入者の承認等取りやめ届」（C - 9040）2 通（原本、届出者用）を担当税関の特例輸入担当部門に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出に係る書面を受理した署所の窓口担当部門は、その書面を速やかに本関の特例輸入担当部門に送付するものとする。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(承継の承認申請手續等)</p> <p>7 の 13 - 1 法第 7 条の 13 において準用する法第 48 条の 2 第 2 項又は第 4 項の規定に基づく特例輸入者承認の承継の承認申請手續の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 特例輸入者承認の承継の承認申請（以下この項において「承継の承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定の承継の承認申請書」（C - 9060）（以下この項において「承継の承認申請書」という。）2 通（原本、申請者用）を担当税関の特例輸入担当部門に提出することにより行わせるものとする。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の特例輸入担当部門に送付するものとする。</p> <p>(2)～(8) (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 3 章 船舶及び航空機</p> <p>（船舶等の入港）</p> <p>15-2-1 船舶等の入港については、次による。</p> <p>(1) 船舶の「入港」とは、船舶が一定の期間本邦内の特定の場所に停泊又は係留する目的をもってその場所に到着することをいう。 なお、この場合における停泊又は係留には、船舶がバース待ち、避難等の目的をもって仮に停泊又は係留をすることを含むので、留意する。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>（仮陸揚貨物の積込み）</p> <p>21-5 法第21条の規定により仮に陸揚げした外国貨物の積込みの取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 仮陸揚げした外国貨物の積込みは、原則としてその貨物を陸揚げした港等において行わせるものとする。ただし、仮陸揚げされた貨物が、船舶等の航行の都合等やむを得ない理由により、それらの貨物を陸揚げした港等以外の港等において、同一の外国貿易船等又は他の外国貿易船等に積み込むことが必要とされるときは、税関において取締上支障がないと認めた場合に限り、前記21-2の規定により交付した「外国貨物の仮陸揚届」を提出させ、便宜、これにより法第63条の規定による保税運送の承認を行って差し支えない。</p> <p>(2) （省略）</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 船舶及び航空機</p> <p>（船舶等の入港）</p> <p>15-2-1 船舶等の入港については、次による。</p> <p>(1) 船舶の「入港」とは、船舶が一定の期間本邦内の特定の場所に停泊又は係留する目的をもってその場所に到着することをいう。 なお、この場合における停泊又は係留には、船舶等がバース待ち、避難等の目的をもって仮に停泊又は係留をすることを含むので、留意する。</p> <p>(2) （同左）</p> <p>（仮陸揚貨物の積込み）</p> <p>21-5 法第21条の規定により仮に陸揚げした外国貨物の積込みの取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 仮陸揚げした外国貨物の積込みは、原則としてその貨物を陸揚げした港等において行わせるものとする。ただし、仮陸揚げされた貨物が、船舶等の航行の都合等やむを得ない理由により、それらの貨物を陸揚げした港等以外の港等において、同一の外国貿易船等又は他の外国貿易船等に積み込むことが必要とされるときは、税関において取締上支障がないと認めた場合に限り、前記21-2の規定により交付した「外国貨物の仮陸揚届」を提出させ、便宜、これにより法第63条の規定による保税運送の承認を行って差し支えない。</p> <p>(2) （同左）</p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 保税地域</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 保税蔵置場</p> <p>（届出の取扱い）</p> <p>50-1 法第50条第1項の規定に基づく届出の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 届出は、「外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の届出書」（C</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 保税地域</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 保税蔵置場</p> <p>（届出の取扱い）</p> <p>50-1 <u>特定保税承認者が行う</u>、法第50条第1項の届出の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 届出は、「外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の届出書」（C</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>－9120）（法第42条第1項の許可を受けている場所について届出を行う場合にあつては「外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の届出書（兼 保税蔵置場・保税工場 廃業届）」（C－9123）2通を法第50条第1項に規定する外国貨物の蔵置等に関する業務（以下この節において「貨物管理業務」という。）をしようとする場所の所在地を所轄する税関（以下この節において「所轄税関」という。）の本関の担当部門（<u>特定保税承認者</u>の承認に係る事務を担当する部門をいう。以下この節において同じ。）に提出することにより行う。なお、届出をする者の利便性等を考慮し、所轄税関の<u>最寄り</u>の官署（以下この項及び次項において「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下この節において同じ。）を経由して本関の<u>担当部門</u>に提出することを妨げない。この場合において、当該届出書の提出があつた署所の窓口担当部門においては、その届出書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>(2)～(4) （省略）</p> <p>(5) 上記(4)により届出が受理された場所について、法第50条第2項の規定の適用を受ける必要がなくなった場合には、当該場所について前記46－2の規定による廃業の手続を行うことを求めるものとする。なお、特定保税承認者が当該場所において引き続き貨物管理業務を行おうとする場合には、「届出に係るみなし許可変更申出書（兼 保税蔵置場・保税工場許可申請書）」（C－9124）1通（署所を経由する場合は2通）を所轄税関の<u>本関の担当部門</u>に提出することを求めるものとする。この場合において、申出者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門を経由して本関の<u>担当部門</u>に提出することを妨げないものとし、当該申出書の提出があつた署所の窓口担当部門は、その申出書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>(6) 上記(5)なお書きにより申出書を受理した所轄税関の<u>本関の担当部門</u>は、前記42－8、42－10、42－11及び42－13並びに43－1から43－3までの規定に準じて処理するものとするが、添付書類の提出は、前記34の2－9に規定する社内管理規定を除き、原則として省略して差し支えない。なお、この場合において、上記(5)による申出を認めた場合には、「保税蔵置場許可書」（C－3130）を申請者に交付するものと</p>	<p>－9120）（法第42条第1項の許可を受けている場所について届出を行う場合にあつては「外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の届出書（兼 保税蔵置場・保税工場 廃業届）」（C－9123）2通を法第50条第1項に規定する外国貨物の蔵置等に関する業務（以下この節において「貨物管理業務」という。）をしようとする場所の所在地を所轄する税関（以下この節において「所轄税関」という。）の本関の担当部門（<u>法第50条第1項の承認等</u>に係る事務を担当する部門をいう。以下この節において同じ。）に提出することにより行う。なお、届出をする者の利便性等を考慮し、所轄税関の<u>最寄</u>の官署（以下この項及び次項において「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下この節において同じ。）を経由して本関に提出することを妨げない。この場合において、当該届出書の提出があつた署所の窓口担当部門においては、その届出書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>(2)～(4) （同左）</p> <p>(5) 上記(4)により届出が受理された場所について、法第50条第2項の規定の適用を受ける必要がなくなった場合には、当該場所について前記46－2の規定による廃業の手続を行うことを求めるものとする。なお、特定保税承認者が当該場所において引き続き貨物管理業務を行おうとする場合には、「届出に係るみなし許可変更申出書（兼 保税蔵置場・保税工場許可申請書）」（C－9124）1通（署所を経由する場合は2通）を所轄税関に提出することを求めるものとする。この場合において、申出者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門を経由して本関に提出することを妨げないものとし、当該申出書の提出があつた署所の窓口担当部門は、その申出書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>(6) 上記(5)なお書きにより申出書を受理した所轄税関は、前記42－8、42－10、42－11及び42－13並びに43－1から43－3までの規定に準じて処理するものとするが、添付書類の提出は、前記34の2－9に規定する社内管理規定を除き、原則として省略して差し支えない。なお、この場合において、上記(5)による申出を認めた場合には、「保税蔵置場許可書」（C－3130）を申請者に交付するものとし、当該申出を認</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>し、当該申出を認めないこととしたときは、「保税蔵置場不許可通知書」（C-3135）により申請者に通知する。</p> <p>（届出事項の変更手続）</p> <p>50-2 令第41条第1項第3号又は第4号に掲げる事項について変更が生じた場合は、遅滞なく届出を行わせるものとする。この場合の届出は、「外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の変更届」（C-9125）1通を所轄税関の<u>本関</u>の担当部門に提出することにより行わせるものとする。</p> <p>なお、届出者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ届け出ること を妨げない。この場合の届出においては、当該届出書の提出があった署所の窓口担当部門は、その届出書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>ただし、関税法第44条第1項の規定に基づく貨物の収容能力の増減等に係る届出の取扱いは、前記44-2の規定を準用するものとし、「貨物収容能力増減等の届」（C-3160）により届出を行わせるものとする。</p> <p>（特定保税承認者の承認申請手続）</p> <p>50-3 法第50条第1項の規定に基づく承認の申請（以下この節において「承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C-9000）（以下この節において「承認申請書」という。）2通（原本、申請者用）（申請者が特定保税承認者の承認の申請と同時に特定保税運送者（法第63条の2第1項に規定する特定保税運送者をいう。以下同じ。）の承認又は認定通関業者の認定を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする1承認又は認定につき1通を加えた数の申請書を提出することとする。）を、申請者の住所若しくは居所の所在地（申請者が法人である場合は、当該法人の登記簿に登記された本店又は規則第4条の5第1号イに規定する部門が置かれている場所の所在地をいう。）を所轄する税関又は所轄税関の本関の担当部門に提出することにより行う。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、当該申請者が承認申請書を提出する税関（以下この節において「担当税関」という。）又は所轄税関の</p>	<p>めないこととしたときは、「保税蔵置場不許可通知書」（C-3135）により申請者に通知する。</p> <p>（届出事項の変更手続）</p> <p>50-2 令第41条第1項第3号又は第4号に掲げる事項について変更が生じた場合は、遅滞なく届出を行わせるものとする。この場合の届出は、「外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の変更届」（C-9125）1通を所轄税関の担当部門に提出することにより行わせるものとする。</p> <p>なお、届出者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ届け出ること を妨げない。この場合の届出においては、当該届出書を受理した署所の窓口担当部門は、その届出書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>ただし、関税法第44条第1項の規定に基づく貨物の収容能力の増減等に係る届出の取扱いは、前記44-2の規定を準用するものとし、「貨物収容能力増減等の届」（C-3160）により届出を行わせるものとする。</p> <p>（特定保税承認者の承認申請手続）</p> <p>50-3 法第50条第1項の規定に基づく承認の申請（以下この節において「承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C-9000）（以下この節において「承認申請書」という。）2通（原本、申請者用）（申請者が特定保税承認者の承認の申請と同時に特定保税運送者（法第63条の2第1項に規定する特定保税運送者をいう。以下同じ。）の承認又は認定通関業者の認定を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする1承認又は認定につき1通を加えた数の申請書を提出することとする。）を、申請者の住所又は居所の所在地（申請者が法人である場合は、当該法人の登記簿に登記された本店又は規則第4条の5第1号イに規定する部門が置かれている場所の所在地をいう。）を所轄する税関（以下この節において「担当税関」という。）の本関の担当部門に提出することにより行う。<u>この場合において、法人である申請者が希望するときは、承認申請書を所轄税関に提出することにより行うこととして差し支えない。</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>最寄りの官署</u>（以下この節において「<u>署所</u>」という。）の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書の提出があった<u>所轄税関の本関の担当部門又は署所の窓口担当部門は、その申請書を（所轄税関の最寄りの官署の窓口担当部門に提出があった場合は、当該税関の本関の担当部門を経由して）速やかに担当税関の本関の担当部門に送付するものとする。</u></p> <p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>（承認申請の撤回手続）</p> <p>50-4 承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合には、申請者の住所、氏名又は名称及び撤回の理由を記載した任意の様式による「特定保税承認者承認申請撤回申請書」1通を担当税関の本関の担当部門へ提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、<u>所轄税関の本関の担当部門又は署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。</u>この場合において、当該申請書の提出があった<u>所轄税関の本関の担当部門又は署所の窓口担当部門は、その申請書を（所轄税関の最寄りの官署の窓口担当部門に提出があった場合は、当該税関の本関の担当部門を経由して）速やかに担当税関の本関の担当部門に送付するものとする。</u></p> <p>（承認等の通知）</p> <p>50-5 令第42条第4項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知は、次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 承認書等の交付は、承認申請書を受理した日（署所の窓口担当部門に提出された場合にあつては、当該窓口担当部門に<u>提出があった日</u>）から1月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により1月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。</p>	<p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、<u>担当税関又は所轄税関（複数ある場合には、当該申請者が法第50条第1項に規定する届出を行おうとする場所のうち、主たる場所の所在地を所轄する税関。</u>以下この節において「<u>主な所轄税関</u>」という。）の<u>最寄りの官署</u>（以下この節において「<u>署所</u>」という。）の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した<u>署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</u></p> <p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(3) （同左）</p> <p>（承認申請の撤回手続）</p> <p>50-4 承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合には、申請者の住所、氏名又は名称及び撤回の理由を記載した任意の様式による「特定保税承認者承認申請撤回申請書」1通を<u>承認申請書の担当税関の担当部門へ提出することにより行う。</u>ただし、申請者の利便性等を考慮し、<u>担当税関又は主な所轄税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。</u>この場合において、当該申請書を受理した<u>署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</u></p> <p>（承認等の通知）</p> <p>50-5 令第42条第4項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知は、次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 承認書等の交付は、承認申請書を受理した日（署所の窓口担当部門に提出された場合にあつては、当該窓口担当部門に<u>おいて受理した日</u>）から1月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により1月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（承認内容の変更手続）</p> <p>50-6 令第42条第5項の規定に基づく特定保税承認者の承認内容の変更の届出は、「特例輸入者等承認・認定内容変更届」（C-9030）2通（原本、届出者用）を担当税関の本関の担当部門に提出することにより行う。また、法第51条第1号ハ又は法第53条第2号若しくは第3号に該当することとなった場合にはその旨を、次のいずれかに該当する場合にはその内容を承認内容の変更手続により遅滞なく税関に届け出るようしようようする。なお、<u>届出者の利便性等を考慮し、所轄税関の本関の担当部門又は署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。</u>この場合において、<u>当該変更届の提出があった所轄税関の本関の担当部門又は署所の窓口担当部門は、その変更届を（所轄税関の最寄りの官署の窓口担当部門に提出があった場合は、当該税関の本関の担当部門を経由して）速やかに担当税関の本関の担当部門に送付するものとする。</u></p> <p>(1)~(3) （省略）</p> <p>(4) 「<u>特例輸入者の承認要件等の審査要領について</u>」別紙2の1⑤及び4⑤に規定する委託先に変更があった場合</p> <p>（承認の更新）</p> <p>50-7 特定保税承認者が法第50条第4項に規定する更新を受けようとする場合には、「特定保税承認者の承認の更新申請書」（C-9130）2通（原本、申請者用）を担当税関の本関の担当部門へ提出することにより行うものとする。ただし、申請者の利便性等を考慮し、<u>所轄税関の本関の担当部門又は署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。</u>この場合において、<u>当該申請書の提出があった所轄税関の本関の担当部門又は署所の窓口担当部門は、その申請書を（所轄税関の最寄りの官署の窓口担当部門に提出があった場合は、当該税関の本関の担当部門を経由して）速やかに担当税関の本関の担当部門に送付するものとする。</u>なお、承認期間の更新の申請書には、前記50-3に準じて所要の書類の添付を求めることができる。</p> <p>税関において更新を認めるときは、「特定保税承認者の承認の更新通知書」（C-9140）を交付するものとし、更新しないこととしたとき</p>	<p>（承認内容の変更手続）</p> <p>50-6 令第42条第5項の規定に基づく特定保税承認者の承認内容の変更の届出は、「特例輸入者等承認・認定内容変更届」（C-9030）2通（原本、届出者用）を担当税関の担当部門に提出することにより行う。また、法第51条第1号ハ又は法第53条第3号に該当することとなった場合にはその旨を、次のいずれかに該当する場合にはその内容を承認内容の変更手続により遅滞なく税関に届け出るようしようようする。なお、<u>申請者の利便性等を考慮し、担当税関又は主な所轄税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。</u>この場合において、<u>当該変更届を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</u></p> <p>(1)~(3) （同左）</p> <p>(4) <u>貨物の管理を関連会社等に委託している場合の委託先に変更があった場合</u></p> <p>（承認の更新）</p> <p>50-7 特定保税承認者が法第50条第4項に規定する更新を受けようとする場合には、「特定保税承認者の承認の更新申請書」（C-9130）2通（原本、申請者用）を担当税関の担当部門へ提出することにより行うものとする。ただし、申請者の利便性等を考慮し、<u>担当税関又は主な所轄税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。</u>この場合において、<u>当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</u>なお、承認期間の更新の申請書には、前記50-3に準じて所要の書類の添付を求めることができる。</p> <p>税関において更新を認めるときは、「特定保税承認者の承認の更新通知書」（C-9140）を交付するものとし、更新しないこととしたときは、「特定保税承認者の承認期間の更新をしない旨の通知書」（C-9145）により申請者に通知するものとする。</p> <p>なお、特定保税承認者の承認の有効期間が終了する前に更新がなされ</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>は、「特定保税承認者の承認期間の更新をしない旨の通知書」（C-9145）により申請者に通知するものとする。</p> <p>なお、特定保税承認者の承認の有効期間が終了する前に更新がなされなかった場合は、当該承認は失効することとなるので留意すること。</p> <p>（新たな場所につき届出を行った場合の公告）</p> <p>50-8 特定保税承認者が新たな場所につき法第50条第1項の届出を行い、本関の担当部門が受理した場合には、法第42条第3項に準じ、以下の事項につき公告するものとする。この場合において、(5)に掲げる許可の期間については、<u>届出書に記載された届出蔵置場又は届出工場としての業務開始日</u>をその初日とし、当該届出を行った特定保税承認者の承認期間の末日をその末日とする。</p> <p>(1) 届出者の住所及び名称 <u>（法人の場合は法人番号を併記）</u></p> <p>(2)～(5) （省略）</p> <p>（保税蔵置場の許可の特例を受ける必要がなくなった旨の届出手続）</p> <p>52の2-1 令第43条の2の規定による届出（以下この項において「取りやめの届出」という。）の手続については、次による。</p> <p>(1) 取りやめの届出を行おうとする場合には、「特例輸入者の承認等取りやめ届」（C-9040）2通（原本、届出者用）を担当税関の本関の担当部門に提出することにより行う。ただし、届出者の利便性等を考慮し、<u>所轄税関の本関の担当部門又は署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出に係る書面の提出があった所轄税関の本関の担当部門又は署所の窓口担当部門は、その書面を（所轄税関の最寄りの官署の窓口担当部門に提出があった場合は、当該税関の本関の担当部門を経由して）速やかに担当税関の本関の担当部門に送付するものとする。</u></p> <p>(2)～(4) （省略）</p> <p>（承継の承認申請手続等）</p> <p>55-1 法第55条において準用する法第48条の2第1項から第5項までの規定に基づく特定保税承認者の承認を承継する場合の承認申請手続の取</p>	<p>なかった場合は、当該承認は失効することとなるので留意すること。</p> <p>（新たな場所につき届出を行った場合の公告）</p> <p>50-8 特定保税承認者が新たな場所につき法第50条第1項の届出を行い、本関の担当部門が受理した場合には、法第42条第3項に準じ、以下の事項につき公告するものとする。この場合において、(5)に掲げる許可の期間については、<u>届出受理日</u>をその初日とし、当該届出を行った特定保税承認者の承認期間の末日をその末日とする。</p> <p>(1) 届出者の住所及び名称</p> <p>(2)～(5) （同左）</p> <p>（保税蔵置場の許可の特例を受ける必要がなくなった旨の届出手続）</p> <p>52の2-1 令第43条の2の規定による届出（以下この項において「取りやめの届出」という。）の手続については、次による。</p> <p>(1) 取りやめの届出を行おうとする場合には、「特例輸入者の承認等取りやめ届」（C-9040）2通（原本、届出者用）を担当税関の担当部門に提出することにより行う。ただし、届出者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、<u>当該届出に係る書面を受理した署所の窓口担当部門は、その書面を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</u></p> <p>(2)～(4) （同左）</p> <p>（承継の承認申請手続等）</p> <p>55-1 法第55条において準用する法第48条の2第1項から第5項までの規定に基づく特定保税承認者の承認を承継する場合の承認申請手続の取</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>扱いは、次による。</p> <p>(1) 特定保税承認者の承継の承認申請（以下この項において「承継の承認申請」という。）は、「特例輸入者等の承認・認定の承継の承認申請書」（C-9060）（以下この項において「承継の承認申請書」という。）2通（原本、申請者用）を担当税関の本関の担当部門に提出することにより行わせるものとする。ただし、申請者の利便性等を考慮し、<u>所轄税関の本関の担当部門又は署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承継の承認申請書の提出があった所轄税関の本関の担当部門又は署所の窓口担当部門は、その承継の承認申請書を（所轄税関の最寄りの官署の窓口担当部門に提出があった場合は、当該税関の本関の担当部門を経由して）速やかに担当税関の本関の担当部門に送付するものとする。</u></p> <p>なお、特定保税承認者間の合併若しくは分割又は承認取得者に係る保税蔵置場の業務の譲渡し（以下この項において「合併等」という。）の場合で、各々の担当税関が異なる場合、承継の承認申請書を提出する担当税関は、原則として、合併等の後における主たる貨物管理業務を行う予定の事業所の所在地を管轄する担当税関とする。</p> <p>(2)～(8) （省略）</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 運送</p> <p>（特定保税運送者の承認申請手続）</p> <p>63の 2 - 1 法第63条の 2 第 1 項の規定に基づく承認（以下この章において「特定保税運送者の承認」という。）の申請（以下この章において「承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C-9000）（以下この章において「承認申請書」という。）2通（原本、申請者用）（申請者が特定保税運送者の承認の申請と同時に特定保税承認者（法第50条第 1 項又は法第61条の 5 第 1 項に規定する承認を受けた者をいう。以下同じ。）の承認又は認定通関業者の認定を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする 1 承認又は認定につき 1 通を加えた数の申請書を提出することとする。）を、原則として、認定通関業者にあつてはその認定をした税関、特定保税承認者にあつてはその</p>	<p>扱いは、次による。</p> <p>(1) 特定保税承認者の承継の承認申請（以下この項において「承継の承認申請」という。）は、「特例輸入者等の承認・認定の承継の承認申請書」（C-9060）（以下この項において「承継の承認申請書」という。）2通（原本、申請者用）を担当税関の本関の担当部門に提出することにより行わせるものとする。ただし、申請者の利便性等を考慮し、<u>担当税関又は主な所轄税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承継の承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その承継の承認申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</u></p> <p>なお、特定保税承認者間の合併若しくは分割又は承認取得者に係る保税蔵置場の業務の譲渡し（以下この項において「合併等」という。）の場合で、各々の担当税関が異なる場合、承継の承認申請書を提出する担当税関は、原則として、合併等の後における主たる貨物管理業務を行う予定の事業所の所在地を管轄する担当税関とする。</p> <p>(2)～(8) （同左）</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 運送</p> <p>（特定保税運送者の承認申請手続）</p> <p>63の 2 - 1 法第63条の 2 第 1 項の規定に基づく承認（以下この章において「特定保税運送者の承認」という。）の申請（以下この章において「承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C-9000）（以下この章において「承認申請書」という。）2通（原本、申請者用）（申請者が特定保税運送者の承認の申請と同時に特定保税承認者（法第50条第 1 項又は法第61条の 5 第 1 項に規定する承認を受けた者をいう。以下同じ。）の承認又は認定通関業者の認定を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする 1 承認又は認定につき 1 通を加えた数の申請書を提出することとする。）を、原則として、認定通関業者にあつてはその認定をした税関、特定保税承認者にあつてはその</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>承認をした税関、法第63条の2第1項に規定する国際運送貨物の運送又は管理業務を行う者（特定保税承認者を除く。）にあっては、当該業務を行っている主たる事務所の所在地を所轄する税関の特定保税運送者の承認に係る事務を担当する部門（以下この章において「担当部門」という。）に提出することにより行う。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関（以下この章において「担当税関」という。）の<u>最寄り</u>の官署（以下この章において「署所」という。）の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書の<u>提出があった</u>署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>（承認申請の撤回手続）</p> <p>63の2-2 承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合には、申請者の住所、氏名又は名称及び撤回の理由を記載した任意の様式による「特定保税運送承認申請撤回申請書」1通を承認申請書の担当税関の担当部門へ提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書の<u>提出があった</u>署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>（承認等の通知）</p> <p>63の2-3 令第55条の5第5項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知は、次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 承認通知書等の交付は、当分の間、承認申請書を受理した日（署所の窓口担当部門に提出された場合）にあっては、当該窓口担当部門に<u>提出があった日</u>から2月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により2月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を</p>	<p>承認をした税関、法第63条の2第1項に規定する国際運送貨物の運送又は管理業務を行う者（特定保税承認者を除く。）にあっては、当該業務を行っている主たる事務所の所在地を所轄する税関の特定保税運送者の承認に係る事務を担当する部門（以下この章において「担当部門」という。）に提出することにより行う。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関（以下この章において「担当税関」という。）の<u>最寄</u>の官署（以下この章において「署所」という。）の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を<u>受理した</u>署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(3) （同左）</p> <p>（承認申請の撤回手続）</p> <p>63の2-2 承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合には、申請者の住所、氏名又は名称及び撤回の理由を記載した任意の様式による「特定保税運送承認申請撤回申請書」1通を承認申請書の担当税関の担当部門へ提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書を<u>受理した</u>署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>（承認等の通知）</p> <p>63の2-3 令第55条の5第5項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知は、次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 承認通知書等の交付は、当分の間、承認申請書を受理した日（署所の窓口担当部門に提出された場合）にあっては、当該窓口担当部門に<u>おいて受理した日</u>から2月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により2月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>通知するものとする。</p> <p>（承認内容の変更手続）</p> <p>63の 2 - 4 令第55条の 5 第 6 項の規定に基づく特定保税運送者の承認内容の変更の届出は、「特例輸入者等承認・認定内容変更届」（C - 9030）2 通（原本、届出者用）を担当税関の担当部門に提出することにより行う。なお、<u>届出者</u>の利便性等を考慮し、担当税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、<u>当該変更届の提出があった署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</u></p> <p>また、法第63条の 4 第 1 号イからトまで又は第63条の 7 第 1 項第 2 号若しくは第 3 号に該当した場合にはその旨を、次のいずれかに該当する場合にはその内容を承認内容の変更手続により遅滞なく税関に届け出るようしようようする。</p> <p>(1)~(3) （省略）</p> <p>(4) <u>「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」別紙 2 の 1 ⑤及び 4 ⑤に規定する委託先に変更があった場合</u></p> <p>（承認の公告）</p> <p>63の 3 - 1 法第63条の 3 第 2 項の規定による公告は、次に掲げる事項について、担当税関の税関官署の見やすい場所に掲示して行うほか、<u>担当税関</u>のホームページに掲載するものとする。なお、全国の特定保税運送者の一覧については、関税局において各税関のホームページに掲載することとしているので留意する。</p> <p>(1) 承認を受けた者の氏名又は名称 <u>（法人の場合は法人番号を併記）</u> 及び住所</p> <p>(2) （省略）</p> <p>（保税運送の特例を受ける必要がなくなった旨の届出手続）</p> <p>63の 6 - 1 令第55条の 7 の規定による届出（以下この項において「届出」という。）の手続については、次による。</p> <p>(1) 届出を行おうとする場合には、「特例輸入者の承認等取りやめ届」</p>	<p>を通知するものとする。</p> <p>（承認内容の変更手続）</p> <p>63の 2 - 4 令第55条の 5 第 6 項の規定に基づく特定保税運送者の承認内容の変更の届出は、「特例輸入者等承認・認定内容変更届」（C - 9030）2 通（原本、届出者用）を担当税関の担当部門に提出することにより行う。なお、<u>申請者</u>の利便性等を考慮し、担当税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、<u>当該変更届を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</u></p> <p>また、法第63条の 4 第 1 号イからトまで又は第63条の 7 第 1 項第 2 号若しくは第 3 号に該当した場合にはその旨を、次のいずれかに該当する場合にはその内容を承認内容の変更手続により遅滞なく税関に届け出るようしようようする。</p> <p>(1)~(3) （同左）</p> <p>(4) <u>貨物の管理を関連会社等に委託している場合の委託先に変更があった場合</u></p> <p>（承認の公告）</p> <p>63の 3 - 1 法第63条の 3 第 2 項の規定による公告は、次に掲げる事項について、担当税関の税関官署の見やすい場所に掲示して行うほか、<u>各税関</u>のホームページに掲載するものとする。なお、全国の特定保税運送者の一覧については、関税局において各税関のホームページに掲載することとしているので留意する。</p> <p>(1) 承認を受けた者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) （同左）</p> <p>（保税運送の特例を受ける必要がなくなった旨の届出手続）</p> <p>63の 6 - 1 令第55条の 7 の規定による届出（以下この項において「届出」という。）の手続については、次による。</p> <p>(1) 届出を行おうとする場合には、「特例輸入者の承認等取りやめ届」</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(C-9040) 2 通（原本、届出者用）を担当税関の担当部門に提出することにより行う。ただし、届出者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出に係る書面の提出があった署所の窓口担当部門は、その書面を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>（承認の失効の公告）</p> <p>63の 7-1 法第63条の 7 第 2 項に規定する承認の失効の公告は、失効年月日、特定保税運送者の住所又は居所及び氏名又は名称（法人の場合は法人番号を併記）について、担当税関の税関官署の見やすい場所に掲示して行うほか、<u>担当税関</u>のホームページに掲載するものとする。</p> <p>（承継の承認申請手続等）</p> <p>63の 8 の 2-1 法第63条の 8 の 2 において準用する法第48条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定に基づく特定保税運送者の承認を承継する場合の承認申請手続の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 特定保税運送者の承継の承認申請（以下この項において「承継の承認申請」という。）は、「特例輸入者等の承認・認定の承継の承認申請書」（C-9060）（以下この項において「承継の承認申請書」という。）2 通（原本、申請者用）を担当税関の担当部門に提出することにより行わせるものとする。ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承継の承認申請書の提出があった署所の窓口担当部門は、その承継の承認申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>なお、特定保税運送者間の合併若しくは分割又は特定保税運送者に係る法第63条の 2 第 1 項に規定する特定保税運送に関する業務の譲渡し（以下この項において「合併等」という。）の場合で、各々の担当税関が異なる場合、承継の承認申請書を提出する担当税関は、原則として、合併等の後における主たる特定保税運送業務を行う予定の事業所の所在地を管轄する担当税関とする。</p>	<p>(C-9040) 2 通（原本、届出者用）を担当税関の担当部門に提出することにより行う。ただし、届出者申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出に係る書面を受理した署所の窓口担当部門は、その書面を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>(2) （同左）</p> <p>（承認の失効の公告）</p> <p>63の 7-1 法第63条の 7 第 2 項に規定する承認の失効の公告は、失効年月日、特定保税運送者の住所又は居所及び氏名又は名称について、担当税関の税関官署の見やすい場所に掲示して行うほか、<u>各税関</u>のホームページに掲載するものとする。</p> <p>（承継の承認申請手続等）</p> <p>63の 8 の 2-1 法第63条の 8 の 2 において準用する法第48条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定に基づく特定保税運送者の承認を承継する場合の承認申請手続の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 特定保税運送者の承継の承認申請（以下この項において「承継の承認申請」という。）は、「特例輸入者等の承認・認定の承継の承認申請書」（C-9060）（以下この項において「承継の承認申請書」という。）2 通（原本、申請者用）を担当税関の担当部門に提出することにより行わせるものとする。ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承継の承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その承継の承認申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>なお、特定保税運送者間の合併若しくは分割又は特定保税運送者に係る法第63条の 2 第 1 項に規定する特定保税運送に関する業務の譲渡し（以下この項において「合併等」という。）の場合で、各々の担当税関が異なる場合、承継の承認申請書を提出する担当税関は、原則として、合併等の後における主たる特定保税運送業務を行う予定の事業所の所在地を管轄する担当税関とする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(2) 承継の承認申請書の添付書類については、前記63の 2 - 1 (1)の規定並びに 7 の 2 - 5 (2)のイからニ及びチの規定に準じて取り扱うこととして差し支えない。この場合において、同項の(2)チ中「輸入業務に携わる担当者（<u>「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」</u> 2 (1)②に規定する担当者をいう。）」とあるのは「特定保税運送等の業務に携わる担当者（規則第 7 条の 3 第 3 号に規定する担当者をいう。）」と読み替えるものとする。</p>	<p>(2) 承継の承認申請書の添付書類については、前記63の 2 - 1 (1)の規定並びに 7 の 2 - 5 (2)のイからニ及びチの規定に準じて取り扱うこととして差し支えない。この場合において、同項の(2)チ中「輸入業務に携わる担当者（<u>特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年 3 月 31 日財関第 418 号）</u> 2 (1)②に規定する担当者をいう。）」とあるのは「特定保税運送等の業務に携わる担当者（規則第 7 条の 3 第 3 号に規定する担当者をいう。）」と読み替えるものとする。</p>
<p>(3)～(8) （省略）</p>	<p>(3)～(8) （同左）</p>
<p>（承継の承認の公告）</p>	<p>（承継の承認の公告）</p>
<p>63の 8 の 2 - 2 法第63条の 8 の 2 において準用する法第48条の 2 第 6 項の規定に基づく承継の承認をした際の公告は、次に掲げる事項について、担当税関の税関官署の見やすい場所に掲示して行うほか、<u>担当税関</u>のホームページに掲載するものとする。</p>	<p>63の 8 の 2 - 2 法第63条の 8 の 2 において準用する法第48条の 2 第 6 項の規定に基づく承継の承認をした際の公告は、次に掲げる事項について、担当税関の税関官署の見やすい場所に掲示して行うほか、<u>各税関</u>のホームページに掲載するものとする。</p>
<p>(1) 承継を受けた者の氏名又は名称<u>（法人の場合は法人番号を併記）</u>及び住所</p>	<p>(1) 承継を受けた者の氏名又は名称及び住所</p>
<p>(2) 承継前に承認を受けていた者の氏名又は名称<u>（法人の場合は法人番号を併記）</u>及び住所</p>	<p>(2) 承継前に承認を受けていた者の氏名又は名称及び住所</p>
<p>(3) （省略）</p>	<p>(3) （同左）</p>
<p>第 6 章 通関</p>	<p>第 6 章 通関</p>
<p>第 1 節の 2 輸出申告の特例</p>	<p>第 1 節の 2 輸出申告の特例</p>
<p>（特定輸出者の承認申請手続）</p>	<p>（特定輸出者の承認申請手続）</p>
<p>67の 3 - 4 法第67条の 3 第 1 項第 1 号の規定に基づく承認（以下「特定輸出者の承認」という。）の申請（以下この項から後記67の 3 - 5 までにおいて「承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C - 9000）（以下この項から後記67の 3 - 5 までにおいて「承認申請書」という。） 2 通（原本、申請者用）を、原則として主たる輸出業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関の特定輸出者の承認に係る事務を担当する部門（以下この項において単に「担当部門」という。）</p>	<p>67の 3 - 4 法第67条の 3 第 1 項第 1 号の規定に基づく承認（以下「特定輸出者の承認」という。）の申請（以下この項から後記67の 3 - 5 までにおいて「承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C - 9000）（以下この項から後記67の 3 - 5 までにおいて「承認申請書」という。） 2 通（原本、申請者用）を、原則として主たる輸出業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関の特定輸出者の承認に係る事務等を担当する部門（以下この項において単に「担当部門」という。）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関（以下この項において単に「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この項において「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下同じ。）へ提出することを妨げない。この場合において、<u>当該承認申請書の提出があった署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</u></p> <p>また、申請書及び添付書類の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行うこととして差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p>	<p>）に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関（以下この項において単に「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この項において「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下同じ。）へ提出することを妨げない。この場合において、<u>当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</u></p> <p>また、申請書及び添付書類の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行うこととして差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(3) （同左）</p>
<p style="text-align: center;">第 3 節 一般輸入通関</p>	<p style="text-align: center;">第 3 節 一般輸入通関</p>
<p>（特例申告に係る貨物の輸入申告の時期）</p> <p>67の 2 - 3 - 7 特例申告に係る貨物の輸入申告は、法第67条の 2 第 4 項に定める法第15条第 1 項若しくは<u>第 9 項</u>の規定による積荷に関する事項が税関に報告され、又は同条第 2 項若しくは<u>第10項</u>若しくは法第18条第 4 項の規定による積荷に関する事項の書面が税関に提出された後に行うこととなるので留意する。</p>	<p>（特例申告に係る貨物の輸入申告の時期）</p> <p>67の 2 - 3 - 7 特例申告に係る貨物の輸入申告は、法第67条の 2 第 4 項に定める法第15条第 1 項若しくは<u>第10項</u>の規定による積荷に関する事項が税関に報告され、又は同条第 2 項若しくは<u>第11項</u>若しくは法第18条第 4 項の規定による積荷に関する事項の書面が税関に提出された後に行うこととなるので留意する。</p>
<p style="text-align: center;">第 5 節 経済連携協定に係る輸入通関</p>	<p style="text-align: center;">第 5 節 経済連携協定に係る輸入通関</p>
<p>（E P A 税率を適用する場合の取扱い）</p> <p>68- 5 - 1 E P A 税率の適用を受けようとする輸入申告（法第43条の 3 第 1 項（法第61条の 4 において準用する場合を含む。）又は第62条の10の規定による承認の申請（以下この節において「蔵入申請等」という。）が行われた貨物に係るもの若しくは特例貨物（前記67- 3 - 4 (4)により</p>	<p>（E P A 税率を適用する場合の取扱い）</p> <p>68- 5 - 1 E P A 税率の適用を受けようとする輸入申告（法第43条の 3 第 1 項（法第61条の 4 において準用する場合を含む。）又は第62条の10の規定による承認の申請（以下この節において「蔵入申請等」という。）が行われた貨物に係るもの若しくは特例貨物（前記67- 3 - 4 (4)により</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>EPA 税率の適用に係る締約国原産地証明書等（令第61条第1項第2号イ(1)に規定する締約国原産地証明書又は同号イ(2)に規定する締約国原産品申告書をいう。以下この節において同じ。）の提出が省略される場合に限る。）に係るものを除く。以下この節において「輸入申告」という。）又は蔵入申請等が行われた場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 輸入申告の受理担当審査官による取扱い 受理担当審査官が輸入申告を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。 イ及びロ（省略）</p> <p>ハ 非原産国における積替え等に関する確認 輸入申告に係る貨物が、経済連携協定の締約国（令第61条第1項第2号ロに規定する締約国をいう。以下同じ。）からのものにあつては、令第61条第1項第2号ロ(1)又は(2)に該当するものであるときは、当該貨物の課税価格の総額が20万円以下である場合を除き、通し船荷証券の写し等の同項第2号ロに規定する運送要件証明書が添付されていること及びそれぞれその記載事項の確認を行う。 なお、運送要件証明書（令第61条第1項第2号ロに規定する書類をいう。以下同じ。）として同項第2号ロに規定する書類のうち、通し船荷証券の写し又は当該貨物について積替え等がされた非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書を提出することができないことにつき相当の理由があると認められるときは、同項第2号ロ(1)又は(2)に該当することを証する書類の提出（<u>当該書類の提出が困難であると認められるときは、積替地等についての令第61条第1項第2号イ(1)に規定する締約国原産地証明書への記載</u>）をもって、運送要件証明書として同項第2号ロに規定する書類のうち、その他税関長が適当と認める書類の提出があつたものとして取り扱って差し支えない。この場合においても、当該貨物が締約国原産品（令第61条第1項第2号イに規定する原産品をいう。この節において以下同じ。）であることを確認する必要があるので、留意する。</p> <p>ニ（省略） (2)及び(3)（省略）</p>	<p>EPA 税率の適用に係る締約国原産地証明書等（令第61条第1項第2号イ(1)に規定する締約国原産地証明書又は同号イ(2)に規定する締約国原産品申告書をいう。以下この節において同じ。）の提出が省略される場合に限る。）に係るものを除く。以下この節において「輸入申告」という。）又は蔵入申請等が行われた場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 輸入申告の受理担当審査官による取扱い 受理担当審査官が輸入申告を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。 イ及びロ（同左）</p> <p>ハ 非原産国における積替え等に関する確認 輸入申告に係る貨物が、経済連携協定の締約国（令第61条第1項第2号ロに規定する締約国をいう。以下同じ。）からのものにあつては、令第61条第1項第2号ロ(1)又は(2)に該当するものであるときは、当該貨物の課税価格の総額が20万円以下である場合を除き、通し船荷証券の写し等の同項第2号ロに規定する運送要件証明書が添付されていること及びそれぞれその記載事項の確認を行う。 なお、運送要件証明書（令第61条第1項第2号ロに規定する書類をいう。以下同じ。）として同項第2号ロに規定する書類のうち、通し船荷証券の写し又は当該貨物について積替え等がされた非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書を提出することができないことにつき相当の理由があると認められるときは、同項第2号ロ(1)又は(2)に該当することを証する書類の提出（<u>これが不可能であるときは、積替地等についての締約国原産地証明書等への記載</u>）をもって、運送要件証明書として同項第2号ロに規定する書類のうち、その他税関長が適当と認める書類の提出があつたものとして取り扱って差し支えない。この場合においても、当該貨物が締約国原産品（令第61条第1項第2号イに規定する原産品をいう。この節において以下同じ。）であることを確認する必要があるので、留意する。</p> <p>ニ（同左） (2)及び(3)（同左）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 7 節 知的財産侵害物品（輸出）</p> <p>（その他の資料）</p> <p>69の 4 - 4 申立先税関の本関知的財産調査官は、申立人から次の①から⑤に掲げる資料等を輸出差止申立ての受理の際又は当該受理の後追加して提出したい旨の<u>申出</u>があった場合において、認定手続を執るために必要と認めるときは、当該資料等を逐次受理し、当該輸出差止申立てに基づき認定手続を執る他の税関に<u>連絡する</u>。この場合において、提出された資料等は、輸出差止申立てに係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官及び総括知的財産調査官が必要と認める場合には、必要と認める資料等の提出をしようとして差し支えない。</p> <p>①～⑤ （省略）</p> <p>（輸出差止申立ての受理前の公表等）</p> <p>69の 4 - 6 前記69の 4 - 2の規定に基づき提出された「輸出（積戻し）差止申立書」（「輸出（積戻し）差止申立書（保護対象営業秘密関係）」を除く。）の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。</p> <p>(1) 税関ホームページにおける公表等</p> <p>総括知的財産調査官は、申立審査通達の第 2 章において準用する第 1 章の 2 の(1)により申立先税関の本関知的財産調査官から<u>連絡を受けた場合</u>、「輸出（積戻し）差止申立書」に基づき、次の事項を財務省の税関ホームページを利用して公表する。この場合には、利害関係者が申立先税関に意見を提出できる旨を付記するものとする。</p> <p>なお、申立審査通達の第 2 章において準用する第 1 章の 3 の(1)により、公表前に「輸出（積戻し）差止申立書」の記載事項の補正が必要であると判明した場合は、申立人に補正を求め、補正後速やかに公表するものとする。</p> <p>①～⑥ （省略）</p> <p>(2)～(5) （省略）</p>	<p style="text-align: center;">第 7 節 知的財産侵害物品（輸出）</p> <p>（その他の資料）</p> <p>69の 4 - 4 申立先税関の本関知的財産調査官は、申立人から次の①から⑤に掲げる資料等を輸出差止申立ての受理の際又は当該受理の後追加して提出したい旨の<u>申し出</u>があった場合において、認定手続を執るために必要と認めるときは、当該資料等を逐次受理し、当該輸出差止申立てに基づき認定手続を執る他の税関に<u>通知する</u>。この場合において、提出された資料等は、輸出差止申立てに係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官及び総括知的財産調査官が必要と認める場合には、必要と認める資料等の提出をしようとして差し支えない。</p> <p>①～⑤ （同左）</p> <p>（輸出差止申立ての受理前の公表等）</p> <p>69の 4 - 6 前記69の 4 - 2の規定に基づき提出された「輸出（積戻し）差止申立書」（「輸出（積戻し）差止申立書（保護対象営業秘密関係）」を除く。）の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。</p> <p>(1) 税関ホームページにおける公表等</p> <p>総括知的財産調査官は、申立審査通達の第 2 章において準用する第 1 章の 2 の(1)により申立先税関の本関知的財産調査官から<u>送付された「輸出（積戻し）差止申立書」等の写し</u>に基づき、次の事項を財務省の税関ホームページを利用して公表する。この場合には、利害関係者が申立先税関に意見を提出できる旨を付記するものとする。</p> <p>なお、申立審査通達の第 2 章において準用する第 1 章の 3 の(1)により、公表前に「輸出（積戻し）差止申立書」の記載事項の補正が必要であると判明した場合は、申立人に補正を求め、補正後速やかに公表するものとする。</p> <p>①～⑥ （同左）</p> <p>(2)～(5) （同左）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（輸出差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い）</p> <p>69の 4 - 7 申立先税関の本関知的財産調査官による輸出差止申立ての受理又は不受理の決定、及び総括知的財産調査官による当該決定の周知は、次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 申立先税関の本関知的財産調査官は、上記(1)の結果を総括知的財産調査官に連絡する。なお、受理の場合には、当該輸出差止申立ての有効期間を、併せて連絡するものとする。</p> <p>(3)及び(4) （省略）</p> <p>(5) 総括知的財産調査官は、上記(2)の連絡に係る内容を各税関官署に周知する。</p> <p>（輸出差止申立ての内容の受理後の公表）</p> <p>69の 4 - 8 輸出差止申立てを受理した場合には、「輸出（積戻し）差止申立書」の記載事項について、次により公表する。</p> <p>(1) 公表する事項</p> <p>イ 申立人の氏名又は名称、法人番号、連絡先名、連絡先電話番号</p> <p>ロ 知的財産の内容（特許権及び実用新案権は請求項の番号を含む。）</p> <p>ハ 侵害すると認める物品の品名</p> <p>ニ 輸出差止申立ての有効期間</p> <p>(2) 公表方法</p> <p>申立先税関の本関知的財産調査官は、当該輸出差止申立てに係る上記(1)の事項を総括知的財産調査官に連絡し、総括知的財産調査官は当該事項を遅滞なく公表する。また、総括知的財産調査官は有効期間中の輸出差止申立てを 1 月毎に取りまとめて本省に報告し、本省はそれを公表する。</p>	<p>（輸出差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い）</p> <p>69の 4 - 7 申立先税関の本関知的財産調査官は、以下により輸出差止申立ての受理又は不受理の決定を行う。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 申立先税関の本関知的財産調査官は、上記(1)の結果を当該輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき他の税関の本関知的財産調査官に通知する。なお、受理する場合には、当該輸出差止申立てが効力を有する期間を、併せて通知するものとする。</p> <p>(3)及び(4) （同左）</p> <p>(5) 申立先税関の本関知的財産調査官は、輸出差止申立てを受理した場合には、その内容を輸出差止申立情報として各税関官署に周知する。</p> <p>（輸出差止申立ての内容の受理後の公表）</p> <p>69の 4 - 8 輸出差止申立てを受理した場合には、「輸出（積戻し）差止申立書」の記載事項について、次により公表する。</p> <p>(1) 公表する事項</p> <p>「輸出（積戻し）差止申立書」の記載事項のうち【公表】と記載されているもの</p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p> <p>(2) 公表方法</p> <p>申立先税関の本関知的財産調査官は、当該輸出差止申立てに係る申立人の氏名又は名称、連絡先、知的財産の内容（特許権又は実用新案権にあっては、輸出差止申立てに係る請求項を限定する場合におけるその請求項の番号を含む。）及び侵害すると認める物品の品名を、受理後遅滞なく、本省及び総括知的財産調査官に通報することとする。総括知的財産調査官は通報された事項を遅滞なく公表し、本省は申立有効期間中の輸出差止申立てに係るものを 1 月毎に公表する。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（輸出差止申立ての更新）</p> <p>69の 4 - 9 申立人が輸出差止申立ての更新を希望する場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸出差止申立ての有効期間の満了前 3 月から満了の日までの間に「輸出（積戻し）差止申立更新申請書」（C-5660）（不正競争差止請求権者（不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に掲げる行為を組成する貨物に係る者を除く。）にあつては、「輸出（積戻し）差止申立更新申請書（保護対象商品等表示等関係）」（C-5662）、不正競争差止請求権者（同号に掲げる行為を組成する貨物に係る者に限る。）にあつては、「輸出（積戻し）差止申立更新申請書（保護対象営業秘密関係）」（C-5663）。以下この節において「更新書」という。）及び添付資料等を申立先税関に提出するよう求めるものとする。この場合の提出部数は、1 部とする。</p> <p><u>この場合において、輸出差止申立ての内容に変更がない場合は、更新書（原本）及び登録原簿の謄本（認証官印付きであることを要しない。）の提出を求め、その他の添付資料等の提出は求めないものとする。なお、保護対象商品等表示等については、新たに経済産業大臣申立時意見書の提出が必要となるので留意する。</u></p> <p>(2) 更新書及び添付資料等が提出された場合は、申立先税関の本関知的財産調査官は、申立審査通達の第 2 章において準用する第 1 章の 1 の(2)に準じて記載事項等に不備がないことを確認する。</p> <p>(3) 申立先税関の本関知的財産調査官は、<u>新たな侵害疎明が必要でないことが明らかな場合を除き、速やかにその写しを総括知的財産調査官に送付する。</u></p>	<p>（輸出差止申立ての更新）</p> <p>69の 4 - 9 申立人が輸出差止申立ての更新を希望する場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸出差止申立ての有効期間の満了前 3 月から満了の日までの間に「輸出（積戻し）差止申立更新申請書」（C-5660）（不正競争差止請求権者（不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に掲げる行為を組成する貨物に係る者を除く。）にあつては、「輸出（積戻し）差止申立更新申請書（保護対象商品等表示等関係）」（C-5662）、不正競争差止請求権者（同号に掲げる行為を組成する貨物に係る者に限る。）にあつては、「輸出（積戻し）差止申立更新申請書（保護対象営業秘密関係）」（C-5663）。以下この節において「更新書」という。）及び添付資料等を申立先税関に提出するよう求めるものとする。この場合の提出部数は、1 部とする。</p> <p>(2) 更新書及び添付資料等が提出された場合は、申立先税関の本関知的財産調査官は、申立審査通達の第 1 章の 1 の(2)に準じて記載事項等に不備がないことを確認する。<u>ただし、輸出差止申立てに追加すべき事項（内容の変更を含む。）がない場合には、更新書（原本）及び登録原簿の謄本（認証官印付きであることを要しない。）の提出を求め、その他の添付資料等の提出は求めないものとする。なお、保護対象商品等表示等については、新たに経済産業大臣申立時意見書の提出が必要となるので留意する。</u></p> <p>(3) 申立先税関の本関知的財産調査官は、<u>更新書に追加すべき事項が含まれている場合には、速やかにその写しを総括知的財産調査官に送付するものとする。ただし、当該追加すべき事項が軽微な場合等、新たな侵害疎明が必要でないことが明らかである場合は、送付を省略して差し支えない。</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（注）「新たな侵害疎明が必要」とは、当初の輸出差止申立てにおいて「侵害と認める理由」に記載した事項と異なる疎明が必要とされる場合であって、例えば、申立対象物品が異なる場合や保護対象営業秘密に係る善意・無重過失でない者を追加する場合などを指す。以下この節において同じ。</p> <p>(4) 上記(3)により更新書の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、<u>新たな侵害疎明が必要か否か</u>を申立先税関の本関知的財産調査官に<u>連絡する</u>ものとする。申立先税関の本関知的財産調査官は、<u>新たな侵害疎明が必要なもの</u>については、原則として前記69の4-2の(3)に規定する「輸出（積戻し）差止申立書」の提出を求めることになるので、留意する。</p> <p>(5)及び(6) （省略）</p> <p>（輸出差止申立ての内容変更）</p> <p>69の4-10 輸出差止申立て（前記69の4-9の規定に基づく更新を含む。後記69の4-11までにおいて同じ。）を受理した後、輸出差止申立ての有効期間内に申立人から、内容変更（追加情報を含む。）の申出があった場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 内容変更の書面が提出された場合は、申立先税関の本関知的財産調査官は、<u>申立審査通達の第2章において準用する第1章の1の(2)に準じて記載事項等に不備がないことを確認する。また、新たな侵害疎明が必要でないことが明らかな場合を除き、速やかにその写しを総括知的財産調査官に送付する。</u></p> <p>(3) 上記(2)により内容変更の書面の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、<u>当該内容変更すべき事項について、新たな侵害疎明が必要か否か</u>を申立先税関の本関知的財産調査官に<u>連絡する</u>ものとする。申立先税関の本関知的財産調査官は、<u>新たな侵害疎明が必要なもの</u>については、原則として前記69の4-2の(3)に規定する「輸出（積戻し）差止申立書」の提出を新たに求めることになるので、留意する。</p>	<p>（注）「新たな侵害疎明が必要」とは、当初の輸出差止申立てにおいて「侵害と認める理由」に記載した事項と異なる疎明が必要とされる場合であって、例えば、申立対象物品が異なる場合や保護対象営業秘密に係る善意・無重過失でない者を追加する場合などを指す。以下この節において同じ。</p> <p>(4) 上記(3)により更新書の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、<u>当該追加すべき事項について、新たな侵害疎明が必要となるか否か</u>を申立先税関の本関知的財産調査官に<u>通知する</u>ものとする。申立先税関の本関知的財産調査官は、<u>新たな侵害疎明が必要となるもの</u>については、原則として前記69の4-2の(3)に規定する「輸出（積戻し）差止申立書」の提出を求めることになるので、留意する。</p> <p>(5)及び(6) （同左）</p> <p>（輸出差止申立ての内容変更）</p> <p>69の4-10 輸出差止申立て（前記69の4-9の規定に基づく更新を含む。後記69の4-11までにおいて同じ。）を受理した後、輸出差止申立ての有効期間内に申立人から、内容変更（追加情報を含む。）の申出があった場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 内容変更の書面が提出された場合は、申立先税関の本関知的財産調査官は、<u>速やかにその写しを総括知的財産調査官に送付するとともに、申立審査通達の第1章の1の(2)に準じて記載事項等に不備がないことを確認する。ただし、変更内容が軽微な場合等、新たな侵害疎明が必要でないことが明らかである場合は、送付を省略して差し支えない。</u></p> <p>(3) 上記(2)により内容変更の書面の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、<u>当該内容変更すべき事項について、新たな侵害疎明が必要となるか否か</u>を申立先税関の本関知的財産調査官に<u>通知する</u>ものとする。申立先税関の本関知的財産調査官は、<u>新たな侵害疎明が必要となるもの</u>については、原則として前記69の4-2の(3)に規定する「輸出（積戻し）差止申立書」の提出を新たに求めることになるので、留意する。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(4) 申立先税関の本関知的財産調査官は、内容変更の書面に記載事項及び添付資料等の不備がないこと並びに新たな侵害疎明が必要でないことを確認したときは、当該内容変更を認める。</p> <p><u>(5) 輸出差止申立ての内容変更を認めた際の取扱い及び輸出差止申立ての内容の公表は、前記69の4-7及び69の4-8に準じて取り扱うものとする。</u></p> <p>（輸出差止申立ての受理の撤回等） 69の4-11 輸出差止申立ての受理の撤回及び輸出差止申立ての取下げの取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸出差止申立ての受理の撤回 輸出差止申立てのうち受理要件を満たさなくなったと思料されるものについては、受理を撤回するものとする。ただし、撤回するに先立ち申立人に対して意見を述べる機会を与えるものとし、撤回した場合には、申立先税関の本関知的財産調査官は、「輸出（積戻し）差止申立て・更新受理撤回通知書」（C-5664）により理由を付して申立人に通知する。</p> <p>なお、輸出差止申立ての受理を撤回する場合には、申立先税関の本関知的財産調査官は、総括知的財産調査官と協議するものとする。</p> <p>(2) 輸出差止申立ての取下げ 申立人から輸出差止申立ての有効期間内に申立先税関に対して、書面（任意の様式）により当該輸出差止申立ての取下げの申出があった場合には、これを認めるものとする。</p> <p>（注）輸出差止申立ての有効期間内に知的財産の譲渡等により申立人が知的財産を有しないこととなったことが判明した場合には、当</p>	<p>(4) 申立先税関の本関知的財産調査官は、内容変更の書面に記載事項及び添付資料等の不備がないこと並びに新たな侵害疎明が必要でないことを確認したときは、当該内容変更を認めるとともに、<u>速やかにその写しを当該内容変更に係る輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき他の税関の本関知的財産調査官へ送付する。なお、内容変更を認めた当該輸出差止申立ての内容の公表は、前記69の4-8に準じて取り扱う。</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>（輸出差止申立ての受理の撤回等） 69の4-11 輸出差止申立ての受理の撤回及び輸出差止申立ての取下げの取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸出差止申立ての受理の撤回 輸出差止申立てのうち受理要件を満たさなくなったと思料されるものについては、受理を撤回するものとする。ただし、撤回するに先立ち申立人に対して意見を述べる機会を与えるものとし、撤回した場合には、申立先税関の本関知的財産調査官は、「輸出（積戻し）差止申立て・更新受理撤回通知書」（C-5664）により理由を付して申立人に通知するとともに、<u>当該輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき他の税関の本関知的財産調査官にその旨連絡するものとする。</u></p> <p>なお、輸出差止申立ての受理を撤回する場合には、申立先税関の本関知的財産調査官は、総括知的財産調査官と協議するものとする。</p> <p>(2) 輸出差止申立ての取下げ 申立人から輸出差止申立ての有効期間内に申立先税関に対して、書面（任意の様式）により当該輸出差止申立ての取下げの申出があった場合には、これを認めるものとし、<u>申立先税関の本関知的財産調査官は、総括知的財産調査官及び当該輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき他の税関の本関知的財産調査官にその旨を通報する。</u></p> <p>（注）輸出差止申立ての有効期間内に知的財産の譲渡等により申立人が知的財産を有しないこととなったことが判明した場合には、当</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>該輸出差止申立てに基づく取締りは行えないことに留意する。この場合には、その旨を当該申立人に通知し、取下げをしようとするとともに、<u>総括知的財産調査官及び当該輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき他の税関に連絡することとする。</u></p> <p><u>(3) 輸出差止申立ての受理を撤回し又は取下げを認めた際の取扱い及び輸出差止申立ての内容の公表の中止については、前記69の4-7及び69の4-8に準じて取り扱うものとする。</u></p>	<p>該輸出差止申立てに基づく取締りは行えないことに留意する。この場合には、その旨を当該申立人に通知し、取下げをしようとするとともに、<u>本省及び当該輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき他の税関に通報することとする。</u></p> <p><u>(新規)</u></p>
<p>第 8 節 知的財産侵害物品（輸入）</p>	<p>第 8 節 知的財産侵害物品（輸入）</p>
<p>（その他の資料）</p>	<p>（その他の資料）</p>
<p>69の13-4 申立先税関の本関知的財産調査官は、申立人から次の①から⑥に掲げる資料等を輸入差止申立ての受理の際又は当該受理の後追加して提出したい旨の<u>申出</u>があった場合において、認定手続を執るために必要と認めるときは、当該資料等を逐次受理し、当該輸入差止申立てに基づき認定手続を執る他の税関に<u>連絡する</u>。この場合において、提出された資料等は、輸入差止申立てに係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官及び総括知的財産調査官が必要と認める場合には、必要と認める資料等の提出をしようとして差し支えない。</p> <p>①～⑥ （省略）</p>	<p>69の13-4 申立先税関の本関知的財産調査官は、申立人から次の①から⑥に掲げる資料等を輸入差止申立ての受理の際又は当該受理の後追加して提出したい旨の<u>申し出</u>があった場合において、認定手続を執るために必要と認めるときは、当該資料等を逐次受理し、当該輸入差止申立てに基づき認定手続を執る他の税関に<u>通知する</u>。この場合において、提出された資料等は、輸入差止申立てに係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官及び総括知的財産調査官が必要と認める場合には、必要と認める資料等の提出をしようとして差し支えない。</p> <p>①～⑥ （同左）</p>
<p>（輸入差止申立ての受理前の公表等）</p>	<p>（輸入差止申立ての受理前の公表等）</p>
<p>69の13-6 前記69の13-2の規定に基づき提出された「輸入差止申立書」（「輸入差止申立書（保護対象営業秘密関係）」を除く。）の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。</p> <p>(1) 税関ホームページにおける公表等</p> <p>総括知的財産調査官は、申立審査通達の第1章の2の(1)により申立先税関の本関知的財産調査官から<u>連絡を受けた場合</u>、「輸入差止申立書」に基づき、次の事項を財務省の税関ホームページを利用して公表する。この場合には、利害関係者が申立先税関に意見を提出できる旨</p>	<p>69の13-6 前記69の13-2の規定に基づき提出された「輸入差止申立書」（「輸入差止申立書（保護対象営業秘密関係）」を除く。）の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。</p> <p>(1) 税関ホームページにおける公表等</p> <p>総括知的財産調査官は、申立審査通達の第1章の2の(1)により申立先税関の本関知的財産調査官から<u>送付された</u>「輸入差止申立書」等の<u>写し</u>に基づき、次の事項を財務省の税関ホームページを利用して公表する。この場合には、利害関係者が申立先税関に意見を提出できる旨</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>を付記するものとする。なお、申立審査通達の第 1 章の 3 の(1)により、公表前に「輸入差止申立書」の記載事項の補正が必要であると判明した場合は、申立人に補正を求め、補正後速やかに公表するものとする。</p> <p>①～⑥ （同左） (2)～(5) （省略）</p> <p>（輸入差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い） 69の13-7 申立先税関の本関知的財産調査官による輸入差止申立ての受理又は不受理の決定、及び総括知的財産調査官による当該決定の周知は、次による。</p> <p>(1) （省略） (2) 申立先税関の本関知的財産調査官は、上記(1)の結果を総括知的財産調査官に連絡する。なお、受理の場合には、当該輸入差止申立ての有効期間を、併せて連絡するものとする。</p> <p>(3)及び(4) （省略） (5) 総括知的財産調査官は、上記(2)の連絡に係る内容を各税関官署に周知する。</p> <p>（輸入差止申立ての内容の受理後の公表） 69の13-8 輸入差止申立てを受理した場合には、「輸入差止申立書」の記載事項について、次により公表する。</p> <p>(1) 公表する事項 イ 申立人の氏名又は名称、法人番号、連絡先名、連絡先電話番号 ロ 知的財産の内容（特許権及び実用新案権は請求項の番号を含む。） ハ 侵害すると認める物品の品名 ニ 輸入差止申立ての有効期間</p> <p>(2) 公表方法 申立先税関の本関知的財産調査官は、当該輸入差止申立てに係る上</p>	<p>を付記するものとする。なお、申立審査通達の第 1 章の 3 の(1)により、公表前に「輸入差止申立書」の記載事項の補正が必要であると判明した場合は、申立人に補正を求め、補正後速やかに公表するものとする。</p> <p>①～⑥ （同左） (2)～(5) （同左）</p> <p>（輸入差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い） 69の13-7 申立先税関の本関知的財産調査官は、以下により輸入差止申立ての受理又は不受理の決定を行う。</p> <p>(1) （同左） (2) 申立先税関の本関知的財産調査官は、上記(1)の結果を当該輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき他の税関の本関知的財産調査官に通知する。なお、受理する場合には、当該輸入差止申立てが効力を有する期間を、併せて通知するものとする。</p> <p>(3)及び(4) （同左） (5) 申立先税関の本関知的財産調査官は、輸入差止申立てを受理した場合には、その内容を輸入差止申立情報として各税関官署に周知する。</p> <p>（輸入差止申立ての内容の受理後の公表） 69の13-8 輸入差止申立てを受理した場合には、「輸入差止申立書」の記載事項について、次により公表する。</p> <p>(1) 公表する事項 「輸入差止申立書」の記載事項のうち【公表】と記載されているものの (新規) (新規) (新規)</p> <p>(2) 公表方法 申立先税関の本関知的財産調査官は、当該輸入差止申立てに係る申</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>記(1)の事項を総括知的財産調査官に連絡し、総括知的財産調査官は当該事項を遅滞なく公表する。また、総括知的財産調査官は有効期間中の輸入差止申立てを 1 月毎に取りまとめて本省に報告し、本省はそれを公表する。</u></p> <p>（輸入差止申立ての更新）</p> <p>69の13-9 申立人が輸入差止申立ての更新を希望する場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸入差止申立ての有効期間の満了前 3 月から満了の日までの間に「輸入差止申立更新申請書」（C-5860）（著作権法第113条第10項に係るものにあつては、「輸入差止申立更新申請書（還流防止措置関係）」（C-5861）、不正競争差止請求権者（不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物に係る者を除く。）にあつては、「輸入差止申立更新申請書（保護対象商品等表示等関係）」（C-5862）、不正競争差止請求権者（同号に掲げる行為を組成する貨物に係る者に限る。）にあつては、「輸入差止申立更新申請書（保護対象営業秘密関係）」（C-5863）。以下この節において「更新書」という。）及び添付資料等を申立先税関に提出するよう求めるものとする。この場合の提出部数は、1 部とする。</p> <p><u>この場合において、輸入差止申立ての内容に変更がない場合は、更新書（原本）及び登録原簿の謄本（認証官印付きであることを要しない。）の提出を求め、その他の添付資料等の提出は求めないものとする。なお、保護対象商品等表示等については、新たに経済産業大臣申立時意見書の提出が必要となるので留意する。</u></p> <p>(2) 更新書及び添付資料等が提出された場合は、申立先税関の本関知的財産調査官は、申立審査通達の第 1 章の 1 の(2)に準じて記載事項等に不備がないことを確認する。</p>	<p><u>立人の氏名又は名称、連絡先、知的財産の内容（特許権又は実用新案権にあつては、輸入差止申立てに係る請求項を限定する場合におけるその請求項の番号を含む。）及び侵害すると認める物品の品名を、受理後遅滞なく、本省及び総括知的財産調査官に通報することとする。総括知的財産調査官は通報された事項を遅滞なく公表し、本省は申立有効期間中の輸入差止申立てに係るものを 1 月毎に公表する。</u></p> <p>（輸入差止申立ての更新）</p> <p>69の13-9 申立人が輸入差止申立ての更新を希望する場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸入差止申立ての有効期間の満了前 3 月から満了の日までの間に「輸入差止申立更新申請書」（C-5860）（著作権法第113条第10項に係るものにあつては、「輸入差止申立更新申請書（還流防止措置関係）」（C-5861）、不正競争差止請求権者（不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物に係る者を除く。）にあつては、「輸入差止申立更新申請書（保護対象商品等表示等関係）」（C-5862）、不正競争差止請求権者（同号に掲げる行為を組成する貨物に係る者に限る。）にあつては、「輸入差止申立更新申請書（保護対象営業秘密関係）」（C-5863）。以下この節において「更新書」という。）及び添付資料等を申立先税関に提出するよう求めるものとする。この場合の提出部数は、1 部とする。</p> <p>(2) 更新書及び添付資料等が提出された場合は、申立先税関の本関知的財産調査官は、申立審査通達の第 1 章の 1 の(2)に準じて記載事項等に不備がないことを確認する。<u>ただし、輸入差止申立てに追加すべき事項（内容の変更を含む。）がない場合には、更新書（原本）及び登録原簿の謄本（認証官印付きであることを要しない。）の提出を求め、その他の添付資料等の提出は求めないものとする。なお、保護対象商</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(3) 申立先税関の本関知的財産調査官は、<u>新たな侵害疎明が必要でないことが明らかな場合を除き、速やかにその写しを総括知的財産調査官に送付する。</u></p> <p>（注）「新たな侵害疎明が必要」とは、当初の輸入差止申立てにおいて「侵害と認める理由」に記載した事項と異なる疎明が必要とされる場合であって、例えば、申立対象物品が異なる場合や保護対象営業秘密に係る善意・無重過失でない者を追加する場合などを指す。以下この節において同じ。</p> <p>(4) 上記(3)により更新書の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、<u>新たな侵害疎明が必要か否かを申立先税関の本関知的財産調査官に連絡するものとする。</u>申立先税関の本関知的財産調査官は、<u>新たな侵害疎明が必要なものについては、原則として前記69の13-2の(3)に規定する「輸入差止申立書」の提出を求めることになるので、留意する。</u></p> <p>(5)及び(6) （省略）</p> <p>（輸入差止申立ての内容変更）</p> <p>69の13-10 輸入差止申立て（前記69の13-9の規定に基づく更新を含む。後記69の13-11までにおいて同じ。）を受理した後、輸入差止申立ての有効期間内に申立人から、内容変更（追加情報を含む。）の申出があった場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 内容変更の書面が提出された場合は、申立先税関の本関知的財産調査官は、<u>申立審査通達の第1章の1の(2)に準じて記載事項等に不備がないことを確認する。また、新たな侵害疎明が必要でないことが明らかな場合を除き、速やかにその写しを総括知的財産調査官に送付する。</u></p>	<p><u>品等表示等については、新たに経済産業大臣申立時意見書の提出が必要となるので留意する。</u></p> <p>(3) 申立先税関の本関知的財産調査官は、<u>更新書に追加すべき事項が含まれている場合には、速やかにその写しを総括知的財産調査官に送付するものとする。ただし、当該追加すべき事項が軽微な場合等、新たな侵害疎明が必要でないことが明らかである場合は、送付を省略して差し支えない。</u></p> <p>（注）「新たな侵害疎明が必要」とは、当初の輸入差止申立てにおいて「侵害と認める理由」に記載した事項と異なる疎明が必要とされる場合であって、例えば、申立対象物品が異なる場合や保護対象営業秘密に係る善意・無重過失でない者を追加する場合などを指す。以下この節において同じ。</p> <p>(4) 上記(3)により更新書の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、<u>当該追加すべき事項について、新たな侵害疎明が必要となるか否かを申立先税関の本関知的財産調査官に通知するものとする。</u>申立先税関の本関知的財産調査官は、<u>新たな侵害疎明が必要となるものについては、原則として前記69の13-2の(3)に規定する「輸入差止申立書」の提出を求めることになるので、留意する。</u></p> <p>(5)及び(6) （同左）</p> <p>（輸入差止申立ての内容変更）</p> <p>69の13-10 輸入差止申立て（前記69の13-9の規定に基づく更新を含む。後記69の13-11までにおいて同じ。）を受理した後、輸入差止申立ての有効期間内に申立人から、内容変更（追加情報を含む。）の申出があった場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 内容変更の書面が提出された場合は、申立先税関の本関知的財産調査官は、<u>速やかにその写しを総括知的財産調査官に送付するとともに、申立審査通達の第1章の1の(2)に準じて記載事項等に不備がないことを確認する。ただし、変更内容が軽微な場合等、新たな侵害疎明が必要でないことが明らかである場合は、送付を省略して差し支えない。</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(3) 上記(2)により内容変更の書面の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、当該内容変更すべき事項について、<u>新たな侵害疎明が必要か否かを申立先税関の本関知的財産調査官に連絡するものとする</u>。申立先税関の本関知的財産調査官は、<u>新たな侵害疎明が必要なもの</u>については、原則として前記69の13-2の(3)に規定する「輸入差止申立書」の提出を新たに求めることになるので、留意する。</p> <p>(4) 申立先税関の本関知的財産調査官は、内容変更の書面に記載事項及び添付資料等の不備がないこと並びに新たな侵害疎明が必要でないことを確認したときは、当該内容変更を認める。</p> <p><u>(5) 輸入差止申立ての内容変更を認めた際の取扱い及び輸入差止申立ての内容の公表は、前記69の13-7及び69の13-8に準じて取り扱うものとする。</u></p> <p>(輸入差止申立ての受理の撤回等) 69の13-11 輸入差止申立ての受理の撤回及び輸入差止申立ての取下げの取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸入差止申立ての受理の撤回 輸入差止申立てのうち受理要件を満たさなくなつたと思料されるものについては、受理を撤回するものとする。ただし、撤回するに先立ち申立人に対して意見を述べる機会を与えるものとし、撤回した場合には、申立先税関の本関知的財産調査官は、「輸入差止申立て・更新受理撤回通知書」（C-5864）により理由を付して申立人に通知するものとする。</p> <p>なお、輸入差止申立ての受理を撤回する場合には、申立先税関の本関知的財産調査官は、総括知的財産調査官と協議するものとする。</p> <p>(2) 輸入差止申立ての取下げ 申立人から輸入差止申立ての有効期間中に申立先税関に対して、書</p>	<p>(3) 上記(2)により内容変更の書面の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、当該内容変更すべき事項について、<u>新たな侵害疎明が必要となるか否かを申立先税関の本関知的財産調査官に通知するものとする</u>。申立先税関の本関知的財産調査官は、<u>新たな侵害疎明が必要となるもの</u>については、原則として前記69の13-2の(3)に規定する「輸入差止申立書」の提出を新たに求めることになるので、留意する。</p> <p>(4) 申立先税関の本関知的財産調査官は、内容変更の書面に記載事項及び添付資料等の不備がないこと並びに新たな侵害疎明が必要でないことを確認したときは、当該内容変更を認めるとともに、<u>速やかにその写しを当該内容変更に係る輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき他の税関の本関知的財産調査官へ送付する</u>。なお、内容変更を認めた当該輸入差止申立ての内容の公表は、前記69の13-8に準じて取り扱う。 <u>(新規)</u></p> <p>(輸入差止申立ての受理の撤回等) 69の13-11 輸入差止申立ての受理の撤回及び輸入差止申立ての取下げの取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸入差止申立ての受理の撤回 輸入差止申立てのうち受理要件を満たさなくなつたと思料されるものについては、受理を撤回するものとする。ただし、撤回するに先立ち申立人に対して意見を述べる機会を与えるものとし、撤回した場合には、申立先税関の本関知的財産調査官は、「輸入差止申立て・更新受理撤回通知書」（C-5864）により理由を付して申立人に通知するとともに、<u>当該輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき他の税関の本関知的財産調査官にその旨連絡するものとする</u>。</p> <p>なお、輸入差止申立ての受理を撤回する場合には、申立先税関の本関知的財産調査官は、総括知的財産調査官と協議するものとする。</p> <p>(2) 輸入差止申立ての取下げ 申立人から輸入差止申立ての有効期間中に申立先税関に対して、書</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>面（任意の様式）により当該輸入差止申立ての取下げの申出があった場合には、これを認めるものとする。</p> <p>（注）輸入差止申立ての有効期間内に知的財産の譲渡等により申立人が知的財産を有しないこととなったことが判明した場合には、当該輸入差止申立てに基づく取締りは行えないことに留意する。この場合には、その旨を当該申立人に通知し、取下げをしようとするとともに、<u>総括知的財産調査官及び当該輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき他の税関に連絡することとする。</u></p> <p><u>(3) 輸入差止申立ての受理を撤回し又は取下げを認めた際の取扱い及び輸入差止申立ての内容の公表の中止については、前記69の13-7及び69の13-8に準じて取り扱うものとする。</u></p> <p>（輸入差止情報提供の取扱い）</p> <p>69の13-12 輸入差止情報提供の手続及びその取扱いは、次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 輸入差止情報提供の手続 輸入差止情報提供をしようとする権利者に対し、次により所要の資料の提出等を求めるものとする。</p> <p>イ～ニ （省略）</p> <p>ホ その他の資料 情報提供先税関の本関知的財産調査官は、情報提供者から次の①から④に掲げる資料等を輸入差止情報提供の提出の際又は当該受付の後追加して提出したい旨の<u>申出</u>があった場合において、輸入の差止めを実施するために必要と認めるときは、当該資料等を逐次受け付け、当該輸入差止情報提供の対象となっている他の税関に<u>連絡する</u>。この場合において、提出された資料等は、輸入差止情報提供に係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。</p> <p>①～④ （省略）</p> <p>(3) 輸入差止情報提供の受付及び審査等 輸入差止情報提供の受付及び審査等については、申立審査通達の第</p>	<p>面（任意の様式）により当該輸入差止申立ての取下げの申出があった場合には、これを認めるものとし、<u>申立先税関の本関知的財産調査官は、総括知的財産調査官及び当該輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき他の税関の本関知的財産調査官にその旨を通報する。</u></p> <p>（注）輸入差止申立ての有効期間内に知的財産の譲渡等により申立人が知的財産を有しないこととなったことが判明した場合には、当該輸入差止申立てに基づく取締りは行えないことに留意する。この場合には、その旨を当該申立人に通知し、取下げをしようとするとともに、<u>本省及び当該輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき他の税関に通報することとする。</u></p> <p><u>（新規）</u></p> <p>（輸入差止情報提供の取扱い）</p> <p>69の13-12 輸入差止情報提供の手続及びその取扱いは、次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 輸入差止情報提供の手続 輸入差止情報提供をしようとする権利者に対し、次により所要の資料の提出等を求めるものとする。</p> <p>イ～ニ （同左）</p> <p>ホ その他の資料 情報提供先税関の本関知的財産調査官は、情報提供者から次の①から④に掲げる資料等を輸入差止情報提供の提出の際又は当該受付の後追加して提出したい旨の<u>申し出</u>があった場合において、輸入の差止めを実施するために必要と認めるときは、当該資料等を逐次受け付け、当該輸入差止情報提供の対象となっている他の税関に<u>通知する</u>。この場合において、提出された資料等は、輸入差止情報提供に係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。</p> <p>①～④ （同左）</p> <p>(3) 輸入差止情報提供の受付及び審査等 輸入差止情報提供の受付及び審査等については、申立審査通達の第</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>1 章に準じて取り扱うものとし、輸入差止情報提供を受け付けた場合には、速やかに総括知的財産調査官及び輸入差止情報提供の対象となっている他の税関の本関知的財産調査官に、<u>輸入差止情報提供を受け付けた旨を「輸入差止情報提供書」及び添付資料等とともに連絡する。</u>輸入差止情報提供を受け付けない場合には、情報提供を行おうとした者にその理由を開示する。</p> <p>(4)～(6) （省略）</p>	<p>1 章に準じて取り扱うものとし、輸入差止情報提供を受け付けた場合には、速やかに輸入差止情報提供の対象となっている他の税関の本関知的財産調査官に「輸入差止情報提供書」及び添付資料等を送付し、輸入差止情報提供を受け付けない場合には、情報提供を行おうとした者にその理由を開示する。</p> <p>(4)～(6) （同左）</p>
第 6 章の 2 認定通関業者	第 6 章の 2 認定通関業者
（認定通関業者の認定申請手続）	（認定通関業者の認定申請手続）
<p>79-1 法第79条第1項の規定に基づく認定の申請は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C-9000）（以下この章において「申請書」という。）2通（原本、申請者用）（申請者が認定通関業者の認定の申請と同時に特定保税承認者又は特定保税運送者の承認を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする1承認につき1通を加えた数の申請書を提出することとする。）を、通関業法第2条第1号に規定する通関業務を行う営業所の所在地を所轄する税関（以下この章において「所轄税関」といい、複数の所轄税関がある場合は、そのいずれかの所轄税関とする。）の本関の認定通関業者の認定に係る事務を担当する部門（以下この章において「担当部門」という。）に提出することにより行う。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、<u>所轄税関の本関の担当部門又は当該申請者が申請書を提出する税関（以下この章において「担当税関」という。）若しくは所轄税関の最寄りの官署（以下この章において「署所」という。）の窓口担当部門へ提出することを妨げない。</u>この場合において、<u>当該申請書の提出があった所轄税関の本関の担当部門又は署所の窓口担当部門は、その申請書を（所轄税関の最寄りの官署の窓口担当部門に提出があった場合は、当該税関の本関の担当部門を経由して）速やかに担当税関の本関の担当部門に送付するものとする。</u></p> <p>なお、申請書の添付書類及び申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p>	<p>79-1 法第79条第1項の規定に基づく認定の申請は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C-9000）（以下この章において「申請書」という。）2通（原本、申請者用）（申請者が認定通関業者の認定の申請と同時に特定保税承認者又は特定保税運送者の承認を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする1承認につき1通を加えた数の申請書を提出することとする。）を、通関業法第2条第1号に規定する通関業務を行う営業所の所在地を所轄する税関（以下この章において「所轄税関」といい、複数の所轄税関がある場合は、そのいずれかの所轄税関とする。）の本関の認定通関業者の認定に係る事務を担当する部門（以下この章において「担当部門」という。）に提出することにより行う。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、当該申請者が申請書を提出する税関（以下この章において「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この章において「署所」という。）の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、<u>当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</u></p> <p>なお、申請書の添付書類及び申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(認定申請の撤回手続)</p> <p>79-2 申請書の提出後において、認定又は不認定の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合には、申請者の住所、氏名又は名称及び撤回の理由を記載した任意の様式による「認定通関業者認定申請撤回申請書」1通を担当税関の担当部門へ提出することとする。ただし、申請者の利便性等を考慮し、<u>所轄税関の本関の担当部門又は署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。</u>この場合において、<u>当該申請書の提出があった所轄税関の本関の担当部門又は署所の窓口担当部門は、その申請書を（所轄税関の最寄りの官署の窓口担当部門に提出があった場合は、当該税関の本関の担当部門を経由して）速やかに担当税関の本関の担当部門に送付するものとする。</u></p> <p>(認定等の通知)</p> <p>79-3 令第69条第4項の規定に基づく認定又は不認定の申請者への通知は、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 認定書等の交付は、当分の間、申請書を受理した日（署所の窓口担当部門に提出された場合にあっては、<u>当該窓口担当部門に提出があった日</u>）から2月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により2月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。</p> <p>(認定内容の変更手続)</p> <p>79-4 認定通関業者に係る認定内容の変更の届出等の手続は、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 法第79条第3項第1号ハからホまでに該当することとなった場合又は法第79条の4第1項第2号若しくは第3号に規定する認定の失効事由に該当した場合にはその旨を、次のいずれかに該当する場合にはその内容を認定内容の変更手続により遅滞なく<u>担当税関の本関の担当部</u></p>	<p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(認定申請の撤回手続)</p> <p>79-2 申請書の提出後において、認定又は不認定の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合には、申請者の住所、氏名又は名称及び撤回の理由を記載した任意の様式による「認定通関業者認定申請撤回申請書」1通を担当税関の担当部門へ提出することとする。ただし、申請者の利便性等を考慮し、<u>担当税関又は主な所轄税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。</u>この場合において、<u>当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</u></p> <p>(認定等の通知)</p> <p>79-3 令第69条第4項の規定に基づく認定又は不認定の申請者への通知は、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 認定書等の交付は、当分の間、申請書を受理した日（署所の窓口担当部門に提出された場合にあっては、<u>当該窓口担当部門において受理した日</u>）から2月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により2月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。</p> <p>(認定内容の変更手続)</p> <p>79-4 認定通関業者に係る認定内容の変更の届出等の手続は、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 法第79条第3項第1号ハからホまでに該当することとなった場合又は法第79条の4第1項第2号若しくは第3号に規定する認定の失効事由に該当した場合にはその旨を、次のいずれかに該当する場合にはその内容を認定内容の変更手続により遅滞なく税関に届け出るようしよ</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>門に届け出るようしようとする。なお、<u>届出者の利便性等を考慮し、所轄税関の本関の担当部門又は署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。</u>この場合において、<u>当該変更届の提出があった所轄税関の本関の担当部門又は署所の窓口担当部門は、その変更届を（所轄税関の最寄りの官署の窓口担当部門に提出があった場合は、当該税関の本関の担当部門を経由して）速やかに担当税関の本関の担当部門に送付するものとする。</u></p> <p>イ及びロ （省略）</p> <p>ハ 「<u>特例輸入者の承認要件等の審査要領について</u>」別紙 2 の 1 ⑤及び 4 ⑤に規定する委託先に変更があった場合</p> <p>ニ （省略）</p> <p>（認定の公告）</p> <p>79-6 法第79条第4項に規定する認定通関業者の認定の公告は、次に掲げる事項について、担当税関の税関官署の見やすい場所に掲示して行うほか、<u>担当税関のホームページに掲載するものとする。</u>なお、全国の認定通関業者の一覧については、関税局において各税関のホームページに掲載することとしているので留意する。</p> <p>(1) 認定年月日、認定通関業者の住所又は居所及び氏名又は名称<u>（法人の場合は法人番号を併記）</u></p> <p>(2)及び(3) （省略）</p> <p>（認定通関業者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出）</p> <p>79の3-1 令第69条の2の規定による届出（以下この項において単に「届出」という。）の手続については、次による。</p> <p>(1) 届出を行おうとする場合には、「特例輸入者の承認等取りやめ届」（C-9040）2通（原本、届出者用）を担当税関の本関の担当部門に提出することにより行う。ただし、<u>届出者の利便性等を考慮し、所轄税関の本関の担当部門又は署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。</u>この場合において、<u>当該届出に係る書面の提出があった所轄税関の本関の担当部門又は署所の窓口担当部門は、その書面を（所轄税関の最寄りの官署の窓口担当部門に提出があった場合は、当該税関の</u></p>	<p>うようとする。なお、<u>申請者の利便性等を考慮し、担当税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。</u>この場合において、<u>当該変更届を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</u></p> <p>イ及びロ （同左）</p> <p>ハ <u>貨物の管理を関連会社等に委託している場合の委託先に変更があった場合</u></p> <p>ニ （同左）</p> <p>（認定の公告）</p> <p>79-6 法第79条第4項に規定する認定通関業者の認定の公告は、次に掲げる事項について、担当税関の税関官署の見やすい場所に掲示して行うほか、<u>各税関のホームページに掲載するものとする。</u>なお、全国の認定通関業者の一覧については、関税局において各税関のホームページに掲載することとしているので留意する。</p> <p>(1) 認定年月日、認定通関業者の住所又は居所及び氏名又は名称</p> <p>(2)及び(3) （同左）</p> <p>（認定通関業者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出）</p> <p>79の3-1 令第69条の2の規定による届出（以下この項において単に「届出」という。）の手続については、次による。</p> <p>(1) 届出を行おうとする場合には、「特例輸入者の承認等取りやめ届」（C-9040）2通（原本、届出者用）を担当税関の担当部門に提出することにより行う。ただし、<u>申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。</u>この場合において、<u>当該届出に係る書面を受理した署所の窓口担当部門は、その書面を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>本関の担当部門を経由して) 速やかに担当税関の本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(認定の失効の公告)</p> <p>79の 4 - 1 第79条の 4 第 2 項に規定する認定の失効の公告は、失効年月日、認定通関業者の住所又は居所及び氏名又は名称 <u>(法人の場合は法人番号を併記)</u> について、担当税関の税関官署の見やすい場所に掲示して行うほか、<u>担当税関</u>のホームページに掲載するものとする。</p> <p>(認定の承継の承認に係る公告)</p> <p>79の 6 - 2 法第79条の 6 において準用する法第48条の 2 第 6 項の規定に基づく認定通関業者の認定の承継の承認に係る公告は、次の内容につき行うものとする。</p> <p>(1) 承継を受ける者の氏名又は名称 <u>(法人の場合は法人番号を併記)</u> 及び住所</p> <p>(2) 承継前に認定を受けていた者の氏名又は名称 <u>(法人の場合は法人番号を併記)</u> 及び住所</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>(2) (同左)</p> <p>(認定の失効の公告)</p> <p>79の 4 - 1 第79条の 4 第 2 項に規定する認定の失効の公告は、失効年月日、認定通関業者の住所又は居所及び氏名又は名称について、担当税関の税関官署の見やすい場所に掲示して行うほか、<u>各税関</u>のホームページに掲載するものとする。</p> <p>(認定の承継の承認に係る公告)</p> <p>79の 6 - 2 法第79条の 6 において準用する法第48条の 2 第 6 項の規定に基づく認定通関業者の認定の承継の承認に係る公告は、次の内容につき行うものとする。</p> <p>(1) 承継を受ける者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 承継前に認定を受けていた者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) (同左)</p>
<p style="text-align: center;">第 9 章 雑則</p> <p>(特定保税承認者に係る許可手数料の軽減又は免除の取扱い)</p> <p>101-3 届出蔵置場（手数料令第 2 条第 4 項に規定する届出蔵置場をいう。この項及び次項において同じ。）又は届出工場（同令第 3 条第 3 項に規定する届出工場をいう。この項及び次項において同じ。）<u>について、法第50条第 1 項に規定する外国貨物の蔵置等に関する業務又は法第56条第 1 項に規定する保税作業に関する業務が電子情報処理組織を使用して行われないことにより、手数料を軽減又は免除する要件を満たさないこととなる場合の取扱いは、次による。</u></p> <p>(1) 事前に予定されている場合 <u>手数料を軽減又は免除する要件を満たさなくなることが事前に判明</u></p>	<p style="text-align: center;">第 9 章 雑則</p> <p>(特定保税承認者に係る許可手数料の軽減又は免除の取扱い)</p> <p>101-3 届出蔵置場（手数料令第 2 条第 4 項に規定する届出蔵置場をいう。この項及び次項において同じ。）又は届出工場（同令第 3 条第 3 項に規定する届出工場をいう。この項及び次項において同じ。）<u>となる要件を満たさないこととなる場合の取扱いは、次による。</u></p> <p>(1) 事前に予定されている場合 <u>同令第 2 条第 4 項又は第 3 条第 3 項の規定により許可手数料の軽減</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>している場合には、あらかじめその旨及び満たさなくなることが予定される日を前記50-1(1)（前記61の5において準用する場合を含む。この項及び次項において同じ。）の規定により届出を行った税関に申し出るものとする。</p> <p>(2) 事後に判明した場合 <u>手数料を軽減又は免除する要件を満たしていないことが</u>、当該要件を満たさないこととなった日以後に判明した場合には、速やかにその旨及び満たさなくなった日を前記50-1(1)の規定により届出を行った税関に申し出るものとする。</p> <p>(3) 手数料の追徴 (2)の申出があった場合又は税関の調査により<u>手数料を軽減又は免除する要件を満たしていないことが</u>、当該要件を満たさないこととなった日以後に判明した場合には、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号）第7条第1項の規定により、当該満たさなくなった日に遡って、軽減又は免除前の本来納付すべき手数料を徴収することとなるので留意すること。</p> <p>（届出蔵置場等に係る<u>手数料の軽減又は免除の取扱い</u>） 101-4 手数料令第2条第4項に規定する届出蔵置場又は同令第3条第3項に規定する届出工場に係る<u>手数料の軽減又は免除の取扱い</u>は、次による。 (1) 届出蔵置場又は届出工場に係る手数料の<u>軽減又は免除は、前記50-1(1)又は61の5-1において準用する50-1(1)に規定する届出書に記載された届出蔵置場又は届出工場としての業務を開始する日</u>を起算日として行うこととする。 <u>（削除）</u> <u>（削除）</u></p>	<p><u>又は免除を受けている場所が、届出蔵置場又は届出工場となる要件を満たさなくなることが事前に判明している場合には、あらかじめその旨及び満たさなくなることが予定される日を前記50-1(1)（前記61の5において準用する場合を含む。この項及び次項において同じ。）の規定により届出を行った税関に申し出るものとする。</u></p> <p>(2) 事後に判明した場合 <u>届出蔵置場又は届出工場となる要件を満たしていないことが</u>、当該要件を満たさないこととなった日以後に判明した場合には、速やかにその旨及び満たさなくなった日を前記50-1(1)の規定により届出を行った税関に申し出るものとする。</p> <p>(3) 手数料の追徴 (2)の申出があった場合又は税関の調査により<u>届出蔵置場又は届出工場となる要件を満たしていないことが</u>、当該要件を満たさないこととなった日以後に判明した場合には、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号）第7条第1項の規定により、当該満たさなくなった日に遡って、軽減又は免除前の本来納付すべき手数料を徴収することとなるので留意すること。</p> <p>（届出蔵置場に係る取扱い） 101-4 手数料令第2条第4項に規定する届出蔵置場又は同令第3条第3項に規定する届出工場に係る取扱いは、次による。 (1) 届出蔵置場又は届出工場に係る手数料の<u>免除等は、以下の日を起算日として行うこととする。</u> <u>イ 前記50-1(1)又は61の5-1において準用する50-1(1)に規定する届出書に記載された届出蔵置場又は届出工場としての業務を開始する日</u> <u>ロ 下記(2)のロの日後に改善がなされ当該場所を所轄する税関の確認</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(2) 前記101-3(1)若しくは(2)の申出がなされた場合又は(3)の税関の調査により、<u>手数料を軽減又は免除する要件を満たさないことが判明した場合には、当該要件を満たさなくなった日以降、改善がなされた日（前記50-1(1)の規定により届出を行った税関の確認を受けた場合に限る。）の前日までの間、手数料の軽減又は免除を行えないこととなるので留意すること。</u></p>	<p><u>を受けた場合において、当該改善がなされた日</u></p> <p>(2) 前記101-3(1)若しくは(2)の申出がなされた場合又は(3)の税関の調査が行われた場合において、<u>届出蔵置場又は届出工場となる要件を満たさないことが判明した場合には、当該満たさなくなった日以降、上記(1)口の改善が行われるまでの間、手数料の免除等</u>は行えないこととなるので留意すること。</p>